

こんぴら手づくり市 食品出展要項

2022 年3 月版

◆ 食品出展資格

- 下記書類のいずれかをお持ちの方に限ります。
 - ① 出展者所在地の所轄保健所による営業許可証の写し（コピー）
 - ② 食品衛生責任者受講修了書の写し（コピー）
 - ③ 6 ヶ月以内の検便受診証明書の写し（コピー）

◆ 出展品

- 出展者自身が製造した出展品に限ります。

（※営業許可をお持ちでない方は「生もの」や夏季（6月～9月）におけるクリーム・あんこなど傷みやすい商品の出展品はお控え下さい。）
- 出展品は、予め個別包装（簡易包装を含む）がされているもので、商品名・原材料名（アレルギーは特に記載）・製造年月日・製造者名・製造者住所を記載してください。現在「新型コロナウイルス感染症」対策が求められている為、来場者や出展者の飛沫付着リスクが高いと思われるバイキング形式の販売法や調理場が調理人以外に近い調理法は避けてください。
- 農産物は、出展者自身若しくは親族が栽培したもので上記と同じく商品名、生産者名、住所を簡易包装など個別包装した出展物に記載して頂くことを推奨します。また、キノコ類は自家栽培したものに限り必ず商品名、生産者名、住所を記載した上で販売可とします。尚、販売している農産物に記載事項が添付していない場合で購入者から出展者への問い合わせがあった場合は、出展者の氏名、住所を開示しますのでご了承ください。
- 水産物は、生もの以外の乾物で個別包装したものとし、商品名・製造年月日・製造者名・製造者住所を記載してください。但し、一夜干など半生の商品については包装が真空パックにしてあるものを推奨します。

◆ その他

- ・「新型コロナウイルス感染症」対策として、接客時や出展者同士の会話時には「マスク」または「フェイスガード」「マウスガード」を必ず着用ください。
- ・上記の他、こんぴら手づくり市実行委員会が食品販売として不適当と判断した場合は、販売を中止していただくことがあります。また、違反が認められた場合、出展を取り消すことがあります。（先述の理由で出展を取消された場合、出展料はお返しいたしませんので悪しからずご了承下さい）